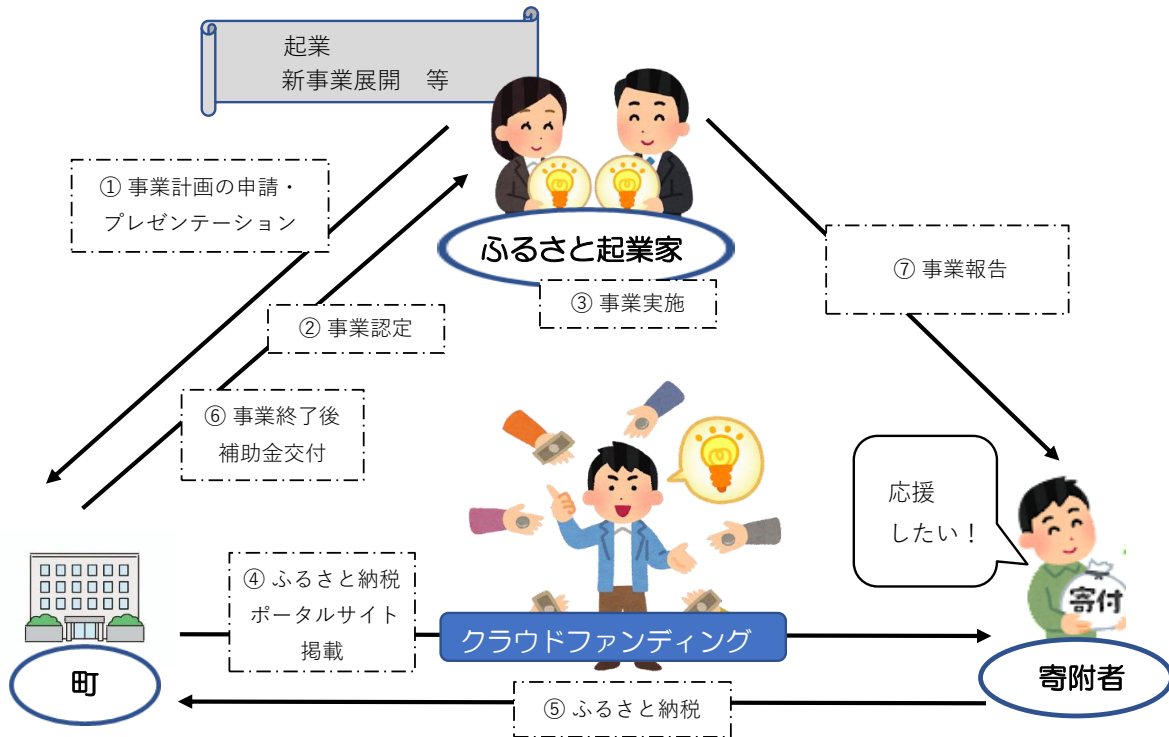


ふるさと起業家募集！！

「阿波かつうら未来応援事業」では、勝浦町内で起業又は既存事業に加え新たな事業展開を始めようとする方（ふるさと起業家）を対象に、ふるさと納税を活用した資金調達により支援します。



募集
期間

令和8年

6月1日(月)～11月30日(月)

事業
概要

公募により選定された事業者（起業家）の事業計画を町が契約するふるさと納税ポータルサイトにて、クラウドファンディングを実施し、事業に共感する方々から資金を募ります。資金募集に際しては、目標金額を設定し、目標金額の達成・未達成に関わらず、集まった資金金額又は100万円のいずれか高い方の額を上限に補助金として交付します。

事業
選定

提出された事業計画書等に基づき、書類審査の他、申請事業者が行う事業説明（プレゼンテーション）により審査を行います。

審査：※詳細な場所・日時等は、書類審査通過者に別途お知らせします。

対象事業者

次の条件を全て満たす者

- (1) 町内で起業又は既存事業に加え新たな事業展開を始めようとする個人又は法人
- (2) 町内に住所を有する個人又は町内に事業所を有する法人
- (3) 寄附による補助額が目標額に達しなくても事業を実施する者
- (4) 町税の滞納がないこと。
- (5) 勝浦町暴力団体排除条例（平成24条例第13号）第2条第2号及び第3号に該当しないこと。

対象事業

令和8年1月から12月に開始する次のいずれかの事業

- (1) 観光、環境、教育、福祉等の分野で地域課題の解決に資する事業
- (2) 地域資源を活用した事業
- (3) 地域の雇用創出に資する事業

※対象となる経費は、対象事業に要した経費であり、本事業に支出したものとして明確に区分でき、かつ証拠書類（領収書等）によって、支出内容及び金額等が確認できるものに限りです。

※事業の実施に要する費用から次のものを除いた額が100万円に満たない場合は対象外です。

- ・ 新たな事業を展開する場合、既存事業の運用等に係る経費
（新たに展開する事業の実施に必要な経費と明確に区分できない経費を含む。）
- ・ 国庫等補助金の収入額
- ・ 町長が適当でないと認める経費（交付対象として不相当と認められる経費）

助金交付の要

●補助額：クラウドファンディングにより集まった額又は100万円のいずれか高い方の額を上限として交付
（※自己資金を調達するなど、必ず認定事業を実施する必要があります。）

●補助金交付申請時期：クラウドファンディング終了後

●事業報告：事業完了後、寄附者に対して事業の経過報告など「事業に継続して関心を持ってもらうための取組」を行うものとします。

注意事項

- ・ 必ず募集要項をよくお読みのうえ応募してください。応募者は本募集要項の内容について了解し同意したものとします。
- ・ 提出書類の内容は、勝浦町及び審査会の審査委員、勝浦町の委託する業者間で共有する場合があります。
- ・ 提出書類は、審査等必要な範囲で複製を行うことがあります。
- ・ 寄附者への返礼品の有無や内容は、申請者と町が相談して決定します。
- ・ 申請者自らが自社のウェブサイトやSNSで発信するなど積極的な周知をお願いします。
- ・ 認定された事業の事業者・事業計画は町のホームページ等で公表します。
- ・ 年度毎に応募できる事業は、1事業者につき1事業です。

応募方法

募集期間：令和8年6月1日（月）から令和8年11月30日（月）まで

受付時間：午前8時30分から午後5時まで（土・日・祝日を除く）

提出方法：提出書類を勝浦町役場企画交流課へご提出ください。（郵送不可）

提出部数：1部

※内容に質問がある場合は、文書（電子メール、郵送または持参）にて募集期間内に提出してください。

【お問い合わせ・提出先】

勝浦町役場 企画交流課 〒771-4395 徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3番地
TEL：0885-42-2552 FAX：0885-42-3028 Mail：kouryu@town.katsuura.jp-toKushima.jp